

大阪市告示第1217号

大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号）第7条第2項の規定により環境影響評価方法書及び要約書の提出を受けた旨を、同条例第8条の規定により次のとおり公告し、当該環境影響評価方法書及び要約書の写しを公告の日から1月間縦覧に供する。

また、同条例第9条の規定により、環境影響評価方法書について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長又は事業者意見書を提出することができる。

令和6年8月30日

大阪市長 横山英幸

1 環境影響評価方法書及び要約書の概要

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
関電不動産開発株式会社	代表取締役社長 福本 恵美	大阪市北区中之島三丁目3番 23号
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社	代表取締役社長 池田 康	東京都千代田区外神田四丁目 14番1号
住友商事株式会社	代表取締役 上野 真吾	東京都千代田区大手町二丁目 3番2号

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

ア 名称

（仮称）中之島五丁目3番地計画

イ 種類

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に掲げる延べ面積

が100,000平方メートル以上で、かつ、同項第6号に掲げる建築物の高さが150メートル以上であるものに限る。)の新築の事業

ウ 規模

延べ面積 約129,000㎡、建物高さ 約205m

(3) 対象事業の実施を予定している区域

大阪市北区中之島五丁目3

(4) 提出年月日

令和6年8月16日

2 環境影響評価方法書及び要約書の写しの縦覧並びに意見書の提出

(1) 縦覧に供する場所

ア 大阪市環境局環境管理部環境管理課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館5階

イ 関電不動産開発株式会社 会議室1408(Rose) (事業者が提供する縦覧場所)

大阪市北区中之島三丁目3番23号 中之島ダイビル14階

ウ 大阪市北区役所区民情報コーナー

大阪市北区扇町二丁目1番27号 北区役所1階

エ 大阪市福島区役所区民情報コーナー

大阪市福島区大開一丁目8番1号 福島区役所1階

オ 大阪府中央区役所区民情報コーナー

大阪府中央区久太郎町一丁目2番27号 中央区役所1階

カ 大阪市西区役所区民情報コーナー

大阪市西区新町四丁目5番14号 西区役所5階

キ 大阪市環境局総務部総務課

大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目5番1号 あべのルシアス13階

(2) 縦覧期間

令和6年8月30日（金）から同年9月30日（月）まで

(3) 縦覧時間

日曜日、土曜日、祝日及び振替休日を除く午前9時から午後5時30分まで

(4) インターネットを利用した方法で行う縦覧

大阪市環境局ホームページ

(<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011010.html>)

(5) 意見書の提出方法

意見書の提出方法は持参、送付、ファクシミリ又は大阪市行政オンラインシステムとする。

意見書の記載事項は、次のとおりとする。

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境影響評価方法書についての環境の保全及び創造の見地からの意見

(6) 意見書の提出先

ア 市長に対する意見

(ア) 持参、送付又はファクシミリによる場合

大阪市環境局環境管理部環境管理課

〒559-0034 大阪市住之江区南港北二丁目1番10号

A T CビルO's 棟南館5階

電話 06-6615-7938 ファクシミリ 06-6615-7949

(イ) 大阪市行政オンラインシステムによる場合

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>

イ 事業者に対する意見

(ア) 持参、送付又はファクシミリによる場合

関電不動産開発株式会社 住宅事業本部 事業推進部

〒530-0005 大阪市北区中之島三丁目3番23号

中之島ダイビル14階

電話 06-6446-8822 ファクシミリ 06-6446-8884

(イ) 大阪市行政オンラインシステムによる場合

上記2(6)ア(イ)に同じ

(7) 意見書の提出期限

令和6年10月15日(火)

(環境局環境管理部環境管理課)